

鎌情・個審議第7号
令和4年(2022年)9月16日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 嘉藤 亮

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、令和4年(2022年)9月12日付け鎌保育第2520号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理につきましては、令和4年(2022年)9月16日の審議会で説明された内容で適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮するとともに、次に掲げる措置を講じるよう要望します。

一 取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシー(平成23年6月8日全部改定、令和3年4月20日最終改定)に配慮してより一層慎重な対応に心がけること。

二 諮問されたオンライン結合による個人情報の処理に関する手続及び運用マニュアル等について、作成され次第、本審議会に適宜報告すること。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	保育所等管理事務	公立保育園の園児の記録について、連絡帳などの紙媒体を、クラウド上で管理運営を行うもの。 電子化する主なもの：日誌、登園記録、保護者との連絡手段、給食の献立、各種検診等の案内ほか	保育課	令和4年度